

釧路市基本構想会議設置要綱

（設置）

第1条 市は、釧路市まちづくり基本条例第23条第1項の規定により策定する基本構想等に関し、専門的かつ客観的な視点から助言を得るため、釧路市基本構想会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項について助言を行う。

- （1）釧路市まちづくり基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関すること。
- （2）基本構想に定める重点的な戦略を具体化する計画の策定及び改定並びに推進に関すること。

（組織等）

第3条 会議は、委員15名以内により組織する。

2 委員は、学識経験者、各種企業・団体推薦者等の中から、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長及び副議長）

第5条 会議に議長及び副議長を各1名置く。

2 議長及び副議長は、互選による。

3 議長は、会議を代表し会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、または議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 議長は、必要に応じて会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総合政策部企画課企画係が処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月10日から施行する。
- 2 釧路市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱は廃止する。
- 3 釧路市強靱化計画有識者懇談会設置要綱は廃止する。